

意匠権侵害行為差止等請求事件

[平成30年9月21日判決（東京地裁） 平成29年（ワ）第11295号](#)

キーワード：意匠の類比／意匠の要部／透明

担当 弁理士 小澤和敏

1. 事案の概要

本件は、「高気圧酸素補給カプセル」に関する意匠権を有する原告が、被告Y1が製造し、被告Y2が販売する各製品の意匠は原告の意匠権に係る意匠と類似するので、これを製造、販売等する行為は上記意匠権を侵害すると主張して、各被告に対し、侵害行為の差止め等を求めた。

2. 結論

請求棄却

3. 本件意匠

意匠に係る物品：高気圧酸素補給カプセル

出願番号：意願2006-24276

出願日：平成18年9月12日

登録番号：意匠登録第1309357号

4. 本件意匠の構成

ア 基本的構成態様

- A 仰向けに横たわっている利用者に高気圧の酸素を供給することのできる胴部及び側部からなる円筒状の構造体である。
- B 胴部には、正面視左右方向（長手方向）には正面視左端側から略中央まで及び、正面視上下方向（周方向）には略中央から上端を超えた位置に及ぶ横長隅丸矩形形状の開口部がある。
- C 開口部には長手方向にスライドするスライド式ドアが胴部の内周側壁側に設けられている。
- D 側部は、胴部の正面視左右両端にあり、外側に向けて膨らみのある形状をしている。

イ 具体的構成態様（一部抜粋）

- b 側部はいずれも部分球形状であり、透明で内部のベッドを覗き見ることが可能とされ、正面視左側側部の側面視略中央には緊急用排気弁バルブが設けられている。
- c ドアは、透明な胴部の円弧に沿う形状であり、閉めた状態でも内部のベッドを覗き見

ることが可能とされ、また、その外周壁側の正面視左端側には取っ手が設けられている。

5. 争点

本件意匠の要部に係る物品について、高気圧酸素補給カプセルにおける「側部が透明である」ことが美感に大きな影響を与えるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）本件意匠は、側部がいずれも部分球形状であり、透明で内部のベッドを覗き見ることが可能にする構成態様（構成b）、ドアは透明な胴部の円弧に沿う形状であり、閉めた状態でも内部のベッドを覗き見ることが可能にする構成態様（構成c）を備えている。

本件公報の【意匠の説明】には、カプセル両端の部分及びドアが透明であり、内部のベッドを覗き見ることができる構成となっていることが強調され、胴部における開口部の配置及び位置やドアの構成との組合せについての記載は存在しない。そして、上記各参考斜視図には、透明な側部部材及びドアの構成態様とともに、これらの透明な部分越しに見ることのできる高気圧酸素補給カプセル内部のベッドや補強リブの構成態様などが示され、透明部分を設けることによって、物品外部の構成要素と物品内部の構成要素が一体となって、本件意匠全体の美感を形成している様子が示されている。

かかる特徴を備えることにより、本件意匠は、透明な部分がない又は少ない同種物品と比較して、利用者を含む取引者、需要者に対し、開放感があって明るく広々した印象を与えるとともに、物品外部の構成要素と物品内部の構成要素の形状が一体となって本件意匠全体の美感を形成する点において看者に強い印象を与えられと考えられる。

これに対し、原告は、側部が透明であることは、意匠を構成する形状を補足的に特定する素材を示すにすぎないと主張する。

しかし、本件意匠に係る物品の側部が透明であることは、単に意匠を構成する素材を特定するにとどまるものではなく、その美感に大きな影響を与えることは前記判示のとおりである。

また、原告は、筐体の一部を透明、半透明、不透明に変更する程度のこととは一般的に行われており、本件意匠の透明の側部を半透明、不透明に変更したとしても、美感に大きな影響を与えないと主張する。

しかし、上記先行意匠においても、胴部のドアを透明にした上で、更に側部全体を透明にしているものは存在しないので、酸素カプセル等の側部及び胴部のドアを透明にすることが一般的でありふれたものであるということとはできない。

したがって、本件意匠の要部は、物品の側部全体及びドアが透明であり、内部のベッド等を覗き見ることができる構成（構成b、c）にあるというべきである。

（2）被告各意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は前記のとおりであるところ、本件意匠と被告各意匠は、その要部において構成態様が相違することは明らかである。これにより、被告各意匠においては、取引者、需要者が本件意匠のような開放感があって明る

く広々とした印象を受けることはなく、また物品外部の構成要素と物品内部の構成要素が一体となって本件意匠全体の美感を形成することもない。このように、本件意匠と被告各意匠とはその美感が大きく異なるものである。

したがって、本件意匠と被告各意匠がその構成態様において類似しているということはい

以上